

平成29年5月19日

熱中症予防対策の重点的な実施について

中部近畿産業保安監督部鉱山保安課
中部近畿産業保安監督部鉱害防止課

本年も暑い時期が近づいてまいりました。

特に近年は、盛夏に限らず気温及び湿度が極めて高い日が多発し、盛夏においては最高気温が35度を超す日が連続するなど、猛暑によって全国的に熱中症による被害が増加しております。

貴鉱山におかれましては、気象状況を的確に把握し、以下を参考に露天採掘場、鉱物置場、集積場等(以下、露天採掘場等という。)及び選鉱場、製錬場、か焼場等(以下、選鉱場等という。)において、熱中症予防対策に遺漏のないようお願いいたします。

また、坑内採掘場等においては、露天採掘場等及び選鉱場等に準じて、熱中症予防対策を確実に講じていただくよう併せてお願いいたします。

1. 熱中症発生状況等

露天採掘場等では、炎天下の高温多湿場所で作業することが避けられず、熱中症を予防するための適切な措置を講じることが困難である場合が多い。

また、選鉱場等では、風通しの悪い場所での作業、特定の高温物の輻射熱にさらされる作業、高温となる設備等の近くでの作業、一時的に屋外作業が生じる場合等、身体が熱順化していない状態で過酷な環境において作業する場合が少なくない。

このため、露天採掘場等及び選鉱場等では、以下の重点事項及びその他具体的な実施事項に留意し、適切に熱中症予防対策に取り組むこと。

2. 熱中症予防対策の重点事項

- (1) 事前に高温注意情報等を確認し、熱中症の発生が予想される場合には、単独作業を避けるとともに、連続作業時間を短縮し、休憩時間を多めにとるなど作業管理の見直しを行うこと。特に露天採掘場等では、盛夏の日中の炎天下に作業を行わないことを含めて見直しを図ること。
- (2) 作業者に睡眠不足、体調不良、前日の過度の飲酒、朝食の未摂取等の状況、発熱、下痢等の脱水症状等がみられる場合は、熱中症発症の可能性を高める恐れがあるため、作業者に対して日常の健康管理について指導するとともに、朝礼等の際にその症状が

顕著な作業員には、作業場所の変更、作業転換等を行うこと。

- (3) 朝礼等の際に熱中症に関する注意喚起を行う、頻繁に巡視を行い確認するなどして、作業員の自覚の有無にかかわらず水分及び塩分を定期的に摂取させること。
- (4) 高温多湿場所で初めて作業する作業員に対しては、高温多湿の環境下に順化する期間を設けるなど十分に配慮すること。

3. その他具体的な実施事項

(1) 作業環境管理

- ① 露天採掘場等では、直射日光、照り返しを遮る屋根の設置、冷房を備えた休息所、又は日陰等の涼しい休息場所を確保すること。また、選鉱場等では、スポットクーラー又は大型扇風機の使用、熱源がある場合には熱を遮る遮へい物の設置等により作業環境の改善を図ること。
- ② 水分及び塩分の補給を定期的、かつ容易に行うことができるようスポーツドリンク、経口補水液、塩飴等を用意すること。

(2) 作業管理

- ① 管理・監督者は、作業員に異常がないかを確認するため、作業中に頻繁に巡視を行うなどのほか、作業員同士で声を掛け合う等、相互の健康状態に留意させること。
- ② 作業員には、透湿性・通気性の良い服装を着用させること。

(3) 健康管理

- ① 作業員が糖尿病、高血圧症、心疾患等の疾患を有する場合、熱中症の発症に影響を与える恐れがあることから、作業の可否、作業時の留意事項等について、産業医等の意見を聴き、必要に応じて作業場所の変更、作業転換等を行うこと。
- ② 高齢者については、特に疾患を有しなくとも熱中症の予防に関して十分な配慮を行うこと。

(4) 保安教育

作業を管理する者及び作業員に対して、特に次の点を重点に保安教育を行うこと。
また、当該教育内容の実践について、日頃から注意喚起を図ること。

- ① 作業員の自覚症状に関わらない水分及び塩分の摂取
- ② 日常の健康管理の徹底
- ③ 熱中症発症の兆候の把握
- ④ 緊急時の救急処置及び連絡体制

(5) 救急措置

熱中症を疑わせる症状が現れた場合は、涼しい場所で身体を冷やし、水分及び塩分の摂取等を行うこと。また、必要に応じ救急車を要請し、又は医師の診察を受けさせること。